

京都市消防局職員厚生会規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年2月4日

京都市長 門川 大作

京都市規則第55号

京都市消防局職員厚生会規則の一部を改正する規則

京都市消防局職員厚生会規則の一部を次のように改正する。

第17条中「ときは」の右に「, 別に定める場合を除き」を加え, 「として200,000円」を削り, 同条に次の1項を加える。

2 前項の家族弔慰金の支給に関し必要な事項は, 別に定める。

第18条を次のように改める。

(災害見舞金)

第18条 会員が自然災害その他の災害によりその住居又は家財に損害を受けたときは, 別に定める場合を除き, 災害見舞金を当該会員に支給する。

2 前項の災害見舞金の支給に関し必要な事項は, 別に定める。

別表第1及び別表第2を削る。

附 則

この規則は, 公布の日から施行する。

(消防局総務部人事課)